



ホームページはこちらです <http://mizuma-yukie.org/>

本日6月9日より、葛飾区議会第2回定例会が始まりました。10人の議員の一般質問が行われ、16件の議案と10件の意見書が審査されます。

前回の第1回定例会にて、葛飾区は更なる区民への保険料値上げ、「官から民へ」の行財政改革の推進を掲げました。区は、民間企業のノウハウを生かし区民サービスの向上を図る為と主張しています。しかし、3月に閣議決定された労働者派遣法改正案や骨抜きにされている労働基準法など、特に民間で働く人達の雇用、条件、権利が守られていない中で、安易に民間に移して行くというような行財政改革を進めていく事には賛成できません。

区民サービスを行うのは、そこで働く人々です。働く人の不安定な雇用・生活の上に成り立つサービスは恒常的な高い質が確保できないと思います。また、この状態で民営化し、競争力が高まれば、利益を生み出す為に誰かが不利益を被ると考えます。雇用の不安定化は、すべての働く人に共通する問題です。葛飾区政を皆さんと共に考え、良いものにしていきましょう。

**区政・労働・生活相談を行っています。**

**みずま雪絵事務所 03 (6662) 7623**

困った時に助け合うのはお互い様です。みずま雪絵事務所は1人でも、パートでも加入できる「ユニオンネットお互いさま」と連携しています。 <http://www.otagaisama.org/>

相談は秘密厳守、無料です。

- ◆ 「解雇」「雇止め」「労働条件の変更」などを言われたら、即答しないで、相談しましょう。
- ◆ 解雇は「合理的な理由」がない限り違法です。
- ◆ 仕事でのケガや病気は会社の責任。労災の治療費は無料、休業中の賃金補償も請求できます。
- ◆ 請負・派遣トラブルはありませんか？契約期間の途中打ち切りや労働条件の反故は違法です。
- ◆ パートでも半年勤務すれば有給休暇はあります。サービス残業は犯罪です。